

最上小国川ダム工事公金支出差し止め等請求事件  
請求の趣旨及び請求の原因についての陳述書

原告団長 高桑 順一

(はじめに)

私は山形県最上町にある山形県立新庄北高等学校向町分校、現在の最上校に社会科の教員として16年間勤務した経験があります。現在は退職して「神室山系の自然を守る会」と「最上小国川の清流を守る会」の代表をしております。

新庄北高向町分校に勤務していた頃、担任していた生徒が休日明けに、「昨日川に行ってきた」とか「友達と釣りに行ってきた」という声を耳にすることが多々ありました。最初は高校生になって川遊びとはなんたることかと思っておりましたが、校舎のすぐそばを流れる絹出川、そして絹出川が注ぐ最上小国川のきれいな流れと洗い清められたような大小の川石の存在に気づきました。

また、PTAを中心とした保護者との交流の中から、最上町の多くの方々が最上小国川とそこに生息するアユやヤマメ、カジカ等を大切にしながら、川とともに生活してきたことを知らされました。高校生の「川に行ってきた」という言葉は、最上町の方々が最上小国川を大切にしながら生きてきたということの延長線上にあったのでした。ところが、そのような豊かな自然に恵まれた最上町に、ダム建設の計画が出てきました。

(多目的ダム構想)

山形県は1991年度(平成3年度)から3年間、県単独事業によるダム建設に関する予備調査を行った後、1995年度(平成7年度)から2007年度(平成19年度)まで、13年間も国の補助事業による「ダム建設実施計画調査」を行い、治水だけでなく、上水道、発電、農業用水などを含む多目的ダムの建設計画の検討を行いました。中村仁・前町長が在任しておられた1995年(平成7年)前後に「赤倉温泉の奥に、大きなダムを造り、ダム湖にはボートを浮かべ、湖の回りには桜の木を植えて多くの人々が来る観光地をつくる」という意味のことを、中村氏自身から聞いたことがあります。このダム計画のことでありました。

この間、多目的ダムによる水質悪化の影響を心配する小国川漁業協同組合や

高桑 順一

赤倉温泉組合等地域の多くの方々の反対意見などから、ダム計画は具体化するに至らず、長期間「調査費」だけを使い続けてきました。それでもダム建設にこだわり、「環境にやさしい」を売り言葉に、治水専用の「穴あきダム」に変更しました。

#### （「穴あきダム」構想）

このような経過で出て来たのが、現在計画されている「穴あきダム」であります。「穴あきダム」とは、ダム本体の底に常時河川水が流れ出ている「常用洪水吐き」を有する型のダムです。2006年（平成18年）に、最上町は山形県と国に対して、「穴あきダム」の建設を正式に要請し、2007年（平成19年）1月の「一級河川最上川水系最上圏域河川整備計画」に盛り込まれました。

#### （訴訟に至る経過）

私たちは、山形県が計画している「穴あきダム」による治水対策には、おおよそ次のような理由で反対してきました。

- 1 「穴あきダム」は常時湛水しないとされていますが、類似構造の砂防ダムに土砂が堆積し湛水していることから分かります。湛水によって水質が悪化することは避けられません。洪水時の濁りも大きくなるなど、下流の河川環境に様々な悪影響を及ぼし、アユをはじめ河川生物の環境を悪化させる恐れがあります。
- 2 最上小国川全体に改修工事が進んできている現在、治水の対象は赤倉温泉にほぼ限定されています。赤倉温泉街の洪水の危険性は、河道改修により十分防止可能です。
- 3 赤倉温泉地区の水害の多くは、河川水が堤防等を越える外水氾濫ではなく、周辺から集まってきた水が、最上小国川に排水できなくなることで起きる「内水被害」です。内水による被害は、ダムでは防げません。
- 4 通常のダム建設は、ダム本体を受注する企業には大きな利益をもたらしますが、最上町や赤倉温泉街の活性化にはつながりません。

以上の理由から、「穴あきダム」建設の見直しを求めて、地元の小国川漁業協

同組合、山形県自然保護団体協議会等は、再三にわたって吉村・山形県知事に要請を行ってきました。さらに、「最上小国川の清流を守る会」は、1万筆を超える署名を提出し、「ダムによらない治水対策」を要請しました。

しかし、私たちの要請は全く受け入れられませんでした。この間、山形県は、ダム本体の建設に向けての工事予算を計上するに至りました。このような事態を受けて、私たちは、今年の6月29日に山形県監査委員に住民監査請求を提出しましたが、8月27日に通知された監査結果は、請求棄却という結果でした。監査の結果を検討しませんが、私たちの主張を詳細に検討した形跡がなく、県が提示してきたデータや主張は吟味することなくそのまま受け入れて請求棄却の判断を下しています。これは公正な判断とどういえず、受け入がたい監査結果でした。

以上の経過から、私たちは裁判所の公正な判断を求めて、今次訴訟を行う次第です。次に、山形県が計画している「穴あきダム」の最近の動きと問題点について述べ、私たちの対案を提示したいと思います。

#### (ダム建設の目的)

山形県の「最上小国川における過去の洪水被害一覧（昭和20年以降）」によると、これまで実測された最大総雨量は、1974年（昭和49年）の370mmです。この雨量と被害状況を勘案すると、この年の水害が戦後最大のものと考えられます。この大きな水害の後、最上小国川水系の整備が進められた結果、赤倉温泉地区以外では、深刻な水害はほとんど発生しなくなりました。

このことから最上小国川ダム建設の目的は、赤倉温泉地区の洪水対策に主眼があると言えます。

#### (赤倉温泉地区の水害の実態)

山形県の「最上小国川の赤倉地区で近年の洪水被害の発生状況」の資料から発生時期、洪水時の状況写真、被害状況を子細に検討すると、赤倉温泉地区の洪水被害は、河川から溢れて氾濫するのではなく、周辺から排水路に集まってきた水が、増水によって水位が高くなった最上小国川に排水されずに、床下・床上に浸水する「内水被害」であることが分かります。

ついでに申し上げます、前述の「最上小国川における過去の洪水被害一覧」資料では、2002年（平成14年）7月の被害の記録だけ『赤倉温泉では内水処理ができず床下浸水1棟発生』と記載されていますが、その他の水害については表題のとおり「洪水被害＝外水氾濫」と思わせる表記となっています。

「内水被害」を、川が溢れる「外水氾濫」によって発生した洪水被害と誤解させる様な操作が行なわれているのではないかと、考えざるをえません。

（「穴あきダム」は内水被害に無力、下流域への悪影響）  
山形県が計画している「穴あきダム」は、「内水被害」対策になるのでしょうか。たとえば、2006年（平成18年）12月27日の季節外れの降雨（111mm/24h）と融雪（水深換算22mm）によって、赤倉温泉地域で床上浸水2戸、床下浸水6戸の被害が発生しましたが、これはすべて「内水被害」でした。このときに計画の「穴あきダム」があったと仮定して山形県が行った計算によれば、ダムによる洪水調節によって低下する水位は0.47mであるとされています。現地の地形と河川状況から検討すると、「内水被害」を防ぐには最上小国川の水位を1.0m以上低下させる必要があります。

この事例から、計画の「穴あきダム」は、「内水被害」防止に役立たないことが分かります。実際に発生した近年の他の水害も同様です。県が計画している「穴あきダム」は、赤倉温泉地区の「内水被害」に無力であると言えます。

さらに、山形県は、模型実験を行った結果『土砂や流木で詰まることはありませんでした』と、広報紙などで宣伝しています。しかし、その説明と実験の写真を見るかぎり、自然状態からかけ離れた実験で、閉塞の危険がないとはとても思えません。「穴あきダム」の常用洪水吐には閉塞防止のためにスクリーンが設置されていますが、洪水時にはここに大量の土砂・岩石・流木が貯留し、濁水を長く流し続けることは間違いありません。

さらに、「穴あきダム」は、水害の危険がないような中小規模の洪水までも流量を調節してしまうことから、自然な河川の流れを変え、河川の流量の変化を小さくしてしまい、下流の河川環境に大きな影響をおよぼすと考えられます。

(河道改修について)

赤倉温泉あべ旅館と旅館三之亟（さんのじょう）裏の最上小国川には、落差1.5～2.0mの「コンクリート固定堰」があります。山形県は、この「コンクリート固定堰」を河床の浸食を防ぐ「床止め工」の名目で、自らが設置したことを認めています。この「コンクリート固定堰」から上流に砂礫が堆積し、河床が異常に高くなっていることが、「内水被害」と川が溢れる水害の危険を大きくしていることは、現地に行けば一目瞭然です。この堰を撤去し砂礫を除くなどして河床を低下させれば、「内水被害」が減り、河川の流下量は増加します。

さらに、堤防嵩上げなどと組み合わせることによって、計画の洪水流量を安全に流し水害を防止出来ると考えています。

この河道改修とともに、赤倉温泉の最上小国川に面した部分の景観の改善を行うことが、温泉街の活性化にもつながるものと確信しております。

(県民と漁業権者の同意がないまま強行着工)

2009年（平成21年）12月15日付けの前原誠司国土交通大臣（当時）から県知事あての、『できるだけダムによらない治水への政策転換に対するご協力をお願い』を受けて、検証対象となった最上小国川ダムについて、県は『最上小国川ダム事業の検証に係わる対応方針』を作成し、2011年（平成23年）に国土交通省へ提出しました。国土交通省では、同年6月に第15回の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開き、最上小国川ダムについて検討しました。

その中で、『関係の住民とか漁業関係者とかからさまざまな意見が寄せられております。そういうことにかんがみまして、引き続き地元を含めた住民の方々の理解が得られるような努力を続けるということが非常に大事ではないかと思えます』、という発言が記録されています。これらの意見を受けて、この会議の結論とも言うべき議事要旨にも、『山形県の最上小国川ダム、兵庫県の金出地ダムと西紀ダムに関しては事業に関して関係住民等から様々な意見があることに鑑み、引き続き理解が得られるよう努力を続けることが重要である』と、あります。しかし山形県は、国交省の強調している「関係住民等の理解を得る努力」

をしないまま、見切り発車的に工事用道路建設に着工しました。本年 10 月 29 日には、地元主催の安全祈願祭と起工式を行っており、県と最上町の関係者が出席しております。

山形県のダム建設に固執する動きは、県民との対話を重視してきた現知事のこれまでの方針とは、とても思えません。

(まとめ)

私たちの願いは、ダムによらない治水対策の早期実施による赤倉温泉街の水害防止と活性化、ならびに最上町の持続可能な発展にあります。そのためには、アユや多くの魚介類が生息する清流最上小国川の存在は欠かせません。

ダム建設によって一時的に利益を得るごく一部の人のために、最上小国川の豊かな生態系を守り、次世代に引き継ごうとしている多くの最上町民・舟形町民そして山形県民、さらに全国に広がっている釣り愛好者などの願いを犠牲にしているわけがありません。

地元の方がテレビのインタビューで、『ダム建設は 20 年来の悲願』と語っているのを聞いて、私は疑問に思いました。悲願は「ダム建設」ではなく「水害防止」ではないでしょうか。そこには『ダムは水害を防ぐ』という“ダム神話”、とでも言うべき誤解があると感じました。山形県は、欧米などにおけるダム撤去の動きとともに、熊本県八代市にある熊本県営荒瀬ダムの撤去に学ばなければなりません。山形県当局が、20 年もの間「ダム調査」をだらだらと続けずに、「内水被害対策」を早期にやっておけば、赤倉温泉地区の近年の水害はほとんど起こらなかったはずですが。今回の訴訟は、「ダム神話」とのたたかいであり、誰が水害防止に真剣に取り組み、地域振興を考えているかを司法の場で明らかにする事であると考えています。

最後に、裁判官の皆様には、是非一度現地をご覧いただき、私たちの主張へのご理解を深めていただくようお願いします。

裁判官の皆様のご公正な判断を期待しながら、原告を代表しての意見陳述と致します。